

知的財産権侵害と刑事司法

尾田 清貴^(*)

知的財産権侵害事犯に対する刑事司法手続の現状を概観し、捜査機関の証拠収集、検察官の立件判断過程における知的財産権の専門家の関与、並びに裁判手続への知的財産権侵害事犯専門の刑事裁判所の創設を提案するものである。

1. 知的財産権侵害事犯の概要
 - (1) 警察における知的財産権侵害事犯の検挙状況
 - (2) 検察における受理及び処理状況
 - (3) 第一審裁判所における処理状況
2. 知的財産関係民事事件の概要
3. 考察
 - (1) 刑法による知的財産の保護
 - (2) 知的財産法所定の罰則による知的財産権保護
 - (3) 不正競争防止法による知的財産権の保護
4. 提言

1. 知的財産権侵害事犯の概要

(1) 警察における知的財産権侵害事犯の検挙状況

平成 27 年における知的財産権侵害事犯は、全体としては、868 人(606 件)で 26 年の 838 人(574 件)よりも増加している。その内、商標権侵害事犯は、平成 27 年には 457 人(316 件)で、26 年は 381 件(247 件)であったことから、増加している。これに対し、著作権侵害事犯は 290 人(239 件)で 26 年の 348 人(270 件)よりも減少している。その他の知的財産権侵害事犯は、平成 27 年が 121 人(51 件)で、26 年が 109 人(57 件)と増加している。

商標権侵害事犯と著作権侵害事犯の検挙人員は、検挙人員全体の 86.1%、検挙件数全体では 91.6%を占め、平成 26 年ではそれぞれ 87.0%、89.5%であった。検

挙人員では 0.9 ポイント減少したものの検挙件数では 1.1 ポイント増加している。

(表 1)は、商標権侵害事犯と著作権侵害事犯の平成 18 年から 27 年の 10 年間の検挙件数の推移を見たものであるが、平成 18 年から 21 年にかけて減少してきた検挙件数が、22 年以降増加に転じ、著作権事犯に関しては、26 年から 27 年にかけて 31 件減少している。

(表 2)は、これら 2 つの侵害事犯に占めるインターネット利用事犯の割合の推移を見たものであるが、商標権侵害事犯では、平成 18 年が 28.6%であったものが平成 27 年には 2.7 倍の 78.5%となり、著作権侵害事犯では平成 18 年が 53.4%であったものが平成 27 年には 1.9 倍の 90.0%と、いずれも増加傾向にある。商標権侵害事犯に占めるインターネット利用事犯の増加傾向に著しいものがある。

(2) 検察における受理及び処理状況

(表 3)は、検察庁が受理した知的財産権侵害事犯等について、平成 16 年から 26 年にかけての受理人員の推移を見たものであるが、商標法違反については平成 22 年まで減少傾向にあったが、その後増加に転じている。また、著作権法違反については、平成 21 年を底に増加傾向にある。不正競争防止法違反に関しては、平成 19 年に 100 人、21 年に 203 人と 2 回のピークを示しているが、その翌年には 37 人と急激に減少した後 24 年には 172 人にまで前年比 3 倍の増加が見られ、以後増減を繰り返している。平成 24 年に不正競争防止法違反及び不正アクセス禁止法違反が増加した要因として、少なからず同年の法改正が影響しているものと思われる⁽¹⁾。

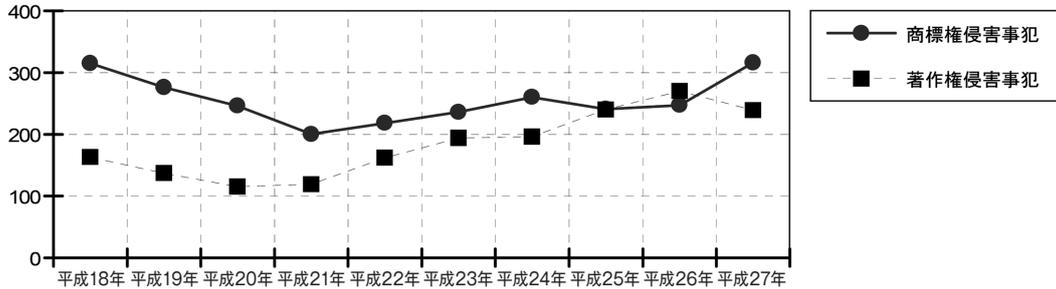
(*) 日本大学法学部教授

(1) 平成 24 年 6 月、著作権法が改正され(平成 24 年法律第 43 号。同年 10 月 1 日施行)、違法ダウンロード(私的使用の目的をもって、有償著作物等の著作権等を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、自らその事実を知りながら行うこと)により、著作権等を侵害した者も処罰対象になった。また、24 年 3 月、不正アクセス禁止法が改正され(平成 24 年法律第 12 号。同年 5 月 1 日施行)、他人の ID やパスワードの不正取得等の罪が新設され、不正アクセス行為に対する罰則も、法定刑の上限が懲役 1 年から 3 年に引き上げられるなど強化された。

表1 商標権侵害事犯と著作権侵害事犯の検挙件数の推移(平成16年～27年)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
商標権侵害事犯	315	276	246	200	218	236	260	241	247	316
著作権侵害事犯	163	137	115	119	162	194	196	240	270	239

商標権侵害事犯と著作権侵害事犯の検挙件数の推移(平成18年～27年)

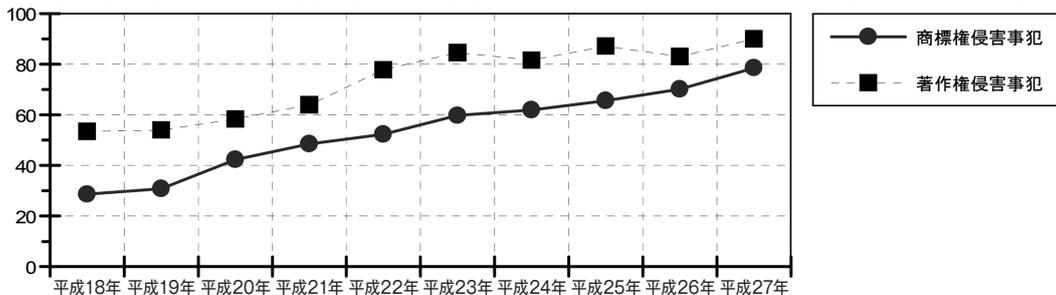


※ 「平成27年における生活経済事犯の検挙状況について(平成28年3月)警察庁生活安全局生活経済対策管理官」から筆者が作成

表2 商標権侵害と著作権侵害の検挙事件に占めるインターネット利用事犯の推移(平成18年～27年)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
商標権侵害事犯	28.6	30.8	42.3	48.5	52.3	59.7	61.9	65.6	70.1	78.5
著作権侵害事犯	53.4	54.0	58.3	63.9	77.8	84.5	81.6	87.1	83.0	90.0

商標権侵害事犯と著作権侵害事犯の検挙事件にはめるインターネット利用事犯の割合の推移



※ 作成に使用した資料の出典は(表1)と同様

表3 検察庁新規受理人員の推移(平成16年～26年)

年		特許法	実用新案法	意匠法	商標法	著作権法	不正競争防止法	不正アクセス禁止法	合計
		件数							
平成16年	件数	3		1	711	234	47	94	1,092
	%				65.1	21.4	4.3	8.6	100.0
平成17年	件数	7	2	3	896	312	56	112	1,387
	%				64.6	22.5	4.0	8.1	100.0
平成18年	件数	3	1	5	820	362	45	97	1,333
	%				61.5	27.2	3.4	7.3	100.0
平成19年	件数		1	5	748	311	100	104	1,268
	%				59	24.5	7.9	8.2	100.0
平成20年	件数	8			683	253	89	123	1,156
	%				59.1	21.9	7.7	10.6	100.0
平成21年	件数	4			601	245	203	95	1,148
	%				52.4	21.3	17.7	8.3	100.0
平成22年	件数			7	453	350	37	110	957
	%				47.3	36.6	3.9	11.5	100.0
平成23年	件数	3		2	559	335	51	104	1,054
	%				53.0	31.8	4.8	9.9	100.0
平成24年	件数			4	615	382	172	122	1,295
	%				47.5	29.5	13.3	9.4	100.0
平成25年	件数	4			535	330	124	110	1,103
	%				48.5	29.9	11.2	10.0	100.0
平成26年	件数			3	600	453	160	189	1,402
	%				42.8	32.3	11.4	13.5	100.0

※ 犯罪白書27年版の資料を基に筆者が作成

表4 罪名別被疑事件の受理人員(平成27年)

	新受総数	通常受理				他の検察庁から	再起・その他
		計	検察官 認知・直受	通常司法 警察員から	特別司法 警察員から		
特許法	3	3	3				
商標法	974	658	1	657		315	1
著作権法	649	384	8	376		262	
不正競争防止法	231	186	7	177	2	45	

※ 検察統計年報2015年版から筆者が作成

商標法違反及び著作権法違反の新規受理人員の占める割合は、平成16年では全体の86.5%を占めていたが、平成23年では84.8%、24年では77.0%、25年では78.4%、26年では75.1%と減少傾向が見られるが、不正競争防止法違反や不正アクセス禁止法違反が増加傾向にある。

不正競争防止法に関しては、平成14年に、「営業秘密の刑事的保護」制度が導入され、平成16年1月1日から施行されている。また、平成17年には罰則の強化が図られている。平成18年には、「営業秘密、秘密保持命令違反罪」に関する刑事罰が強化され、「商品形態模倣行為」の刑事罰も強化された(平成19年1月1日施行)。平成21年には、「営業秘密を不当に保持し続ける行為(領得行為)」についても処罰対象に追加され、目的要件を「不正競争の目的」から「図利加害の目的」に変更し、拡大している(平成22年7月1日施行)。これらの改正が、検察庁が受理した人員の推移にも少なからず影響を与えているものと考えられる。この延長線上にあるのが、平成27年の改正(平成28年1月1日施行)である。ここでは①「営業秘密」の転得者の処罰範囲を拡大したこと、②「未遂行為」を処罰すること、③「営業秘密侵害品の譲渡・輸出入」等を規制すること、④「国外犯処罰」の範囲を拡大したこと、

「営業秘密侵害罪の非親告罪化」が挙げられる⁽²⁾。

また、平成23年には、刑事訴訟手続の整備が進められ、これによって、刑事裁判における「営業秘密」の秘匿決定・呼称等の決定・公判期日外での証人尋問等が導入されたことにより、公判廷の証拠調等により「営業秘密」が公開されることによる問題の回避が図られることになった⁽³⁾。

(表4)は、平成27年に検察庁が受理した特許法、商標法、著作権法、及び不正競争防止法違反について、どの機関から送致されたかを見たものであるが、通常受理に関しては、特許法違反では、検察官が自ら認知したか、直受(告訴⁽⁴⁾)されているが、通常司法警察員⁽⁵⁾からが、商標法違反では、99.8%、著作権法違反では97.9%、不正競争防止法違反では92.5%であった。新受総数に占める「その他の検察庁から受理したもの」も商標法違反では32.3%、著作権法違反が40.4%、不正競争防止法違反が19.5%であった。

(表5)は、平成27年に検察庁が知的財産権侵害被疑事件の処理の内訳を見たものであるが、特許法侵害事犯3件は全て「嫌疑無し」で不起訴処分⁽⁶⁾となり、商標法侵害事犯は、起訴された者430人(起訴率45.5%)、著作権法侵害事犯は、起訴された者260人(39.6%)、不正競争防止法侵害事犯は、起訴された者83人(起訴

(2) 詳細については、「平成27年不正競争防止法の改正概要(営業秘密の保護強化)」経済産業省・知的財産制作室編を参照されたい。
<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/27kaiseigaiyou.pdf>

(3) 第6章 刑事訴訟手続の特例(第23条から第31条)がこれに当たるが、今回改正は、平成21年の改正の際、「刑事訴訟手続において営業秘密の内容が公になることを恐れて被害企業が告訴を躊躇する事態が生じていることにかんがみ、早急に対応するべき」の附帯決議がなされた。これを受ける形で、公判前整理手続を含む刑事訴訟法の特例が整備された。

(4) 犯罪の被害者その他の告訴権者(刑訴230～234)が捜査機関に対し犯罪事実を申告し、犯人の処罰を求める意思表示を言い、捜査の端緒となり、親告罪においては訴訟条件となる(刑訴338)。また、親告罪の告訴については期間の限定がある(刑訴235・236)。なお、告訴又は告訴の取消しは書面又は口頭で検察官又は司法警察員に対して行う(刑訴241・243)。

特に、知的財産権の侵害行為が行われている場合に、警察や検察庁に告訴を受理してもらい、積極的な捜査を求めるためには、捜査機関の担当者に事件の事前相談を行い、弁理士の鑑定書や産業財産権の判定制度を利用し、自己の被害を根拠付ける証拠となる資料(材料)を自ら準備しておくことなどが重要となる。裏付ける証拠もなく、被害の事実もあいまいな状態で告訴をしても捜査機関の側で告訴が受理されない場合があり得る。

(5) 巡査部長以上の警察官を言う。

(6) 検察官の事件処理のうち公訴を提起しない処分を言う。訴訟条件を欠く場合、被疑事実が犯罪とならない場合、証拠が不十分・不存在の場合、刑の免除事由がある場合、及び起訴猶予とすべき場合になされる。また、被疑者への告知(刑訴259)、告訴人・告発人・請求人への通知(刑訴260・261)を伴う。

表5 被疑事件の既済及び未済の人員(平成27年)

	既済										未済
	起訴			不起訴						他の検察 庁に送致	
	計	公判請求	略式命令 請求	計	起訴猶予	嫌疑 不十分	嫌疑無し	罪と ならず	その他		
特許法	3			3			3				
商標法	945	430	176	254	200	134	62		4	311	51
著作権法	656	260	84	176	140	61	44	5	2	28	35
不正競争防止法	215	83	53	30	90	63	22		5	41	21

※ 検察統計年報2015年版から筆者が作成

表5-2 被疑事件の既済人員の推移(平成18年～27年)

	商標法					著作権法				
	起訴			不起訴	起訴率	起訴			不起訴	起訴率
	計	公判請求	略式命令 請求			計	公判請求	略式命令 請求		
平成18年	669	399	270	148	81.9	261	192	68	71	78.6
平成19年	591	347	244	164	78.3	232	147	85	64	78.4
平成20年	458	253	205	206	69.0	192	130	62	60	76.2
平成21年	438	287	151	167	72.4	177	102	75	53	77.0
平成22年	301	176	125	153	66.3	213	125	88	127	63.6
平成23年	41	202	199	161	71.4	258	136	122	73	77.9
平成24年	388	182	206	217	64.1	253	125	128	122	67.5
平成25年	321	149	172	193	62.5	246	79	167	90	73.2
平成26年	411	216	195	213	65.9	308	113	195	111	73.5
平成27年	430	176	254	200	68.3	260	84	176	140	65.0

※ 犯罪白書平成28年版から筆者が作成

率38.6%)であった。不起訴処分に占める起訴猶予⁽⁷⁾率は、それぞれ67.0%、43.6%、70.0%であった。

(表5-2)は、商標法侵害事犯、著作権法侵害事犯の起訴・不起訴に関して、平成18年から27年までの推移を見たものであるが、商標法侵害事犯に関しては、起訴率が平成23年71.4%になって以降、60%代前半を占めていたが、25年以降増加に転じ、27年には、68.3%となっている。著作権法侵害事犯では、平成21年までは概ね77%前後であった起訴率が、平成22年と24年には、70%を割り込んだものの73%前後で推移していたが、平成27年には65.0%と前年より8.5%と大幅に低下した。平成27年における刑法犯の起訴率が39.1%、道交犯を除く特別法犯の平均起訴率が53.3%であったことと比較すると起訴率は高いといえる。

ここで着目すべきものとして、起訴猶予と嫌疑不十分⁽⁸⁾がある。

起訴猶予は、その条件の内でも、具体的には、初犯

で損害回復が図られ、被害者が公式な処罰を望まない場合に、刑事政策的な観点から行われるものである。被害者との間で示談(和解)が成立し、しかるべき損害賠償を含む損害回復がなされていることが重要な条件となっている。公判請求される(する)ということは、犯罪事実を立証するために検察官によって有罪立証のために犯罪対象物である知的財産権の内容が公判廷で“公開”されることを意味し、被害者がそれを望まない場合が多いこともその背景にあると考えられる。これに対し、嫌疑不十分とは、被疑事実につき犯罪の成立を認定すべき証拠が不十分なときになされるものであるが、有罪立証のために検察官が当該知的財産権の内容(秘密)に関する知見が求められるが、一般犯罪の証拠認定の経験的知見がそのまま使用できず、被害者(企業)の積極的な支援が得られないと証拠価値の高い証明力のある資料を収集し、分析検討することが困難であることもその背景にはあると考えられる。

(7) 検察官の事件処理において、訴訟条件を具備し犯罪が立証できるにもかかわらず、訴追の必要がないとして不起訴にする処分を言う。具体的には、犯人の性格、年齢、境遇、犯罪の軽重、情状、犯罪後の状況を総合考慮して決定される(刑訴248条、事件事務規程(法務省訓令)第75条2項20号)。

(8) 被疑事実につき犯罪の成立を認定すべき証拠が不十分なときになされる(事件事務規程第75条2項17号)。

表6 第一審裁判所における科刑状況の推移(平成18年～27年)

	総数	5年以上	5年以下	3年		2年以上		1年以上		6月以上		6月未満		実刑率
				実刑	執行猶予	実刑	執行猶予	実刑	執行猶予	実刑	執行猶予	実刑	執行猶予	
商標法														
平成18年	183				11	3	36	4	111	2	16			4.9
平成19年	150				7	2	32	9	87	1	11	1		8.7
平成20年	124				9	3	28	4	75	1	4			6.5
平成21年	91				7	4	19	4	49	3	5			12.1
平成22年	77				1	1	11	7	50	3	3		1	14.3
平成23年	92				4	2	26	9	48	1	2			13.0
平成24年	80				1	1	19	4	53	2				8.8
平成25年	65				2		15	6	42					9.2
平成26年	82				3	3	18	6	48	1	3			12.2
平成27年	81				1	1	19	5	51	1	3			8.6
著作権法														
平成18年	78				4	1	20	4	41	1	7			7.7
平成19年	91				2		21	8	54	4	2			13.2
平成20年	73				2	2	21	5	41	1	1			11.0
平成21年	45				3	1	3	3	32	2	1			13.3
平成22年	97					1	16	5	74	1				7.2
平成23年	79				1		12	2	64					2.5
平成24年	80					1	12	1	65	1				3.5
平成25年	53						13	2	37	1				5.7
平成26年	76			1	2	2	5	5	56	3	2			14.5
平成27年	48				1		14	2	29		2			4.2

※ 最高裁事務総局の資料から筆者が作成

(3) 第一審裁判所における処理状況

(表6)は、第一審裁判所における商標法侵害事犯と著作権法侵害事犯の科刑状況について平成18年から27年まで間の推移を見たものであるが、実刑率は商標法侵害事犯では、平成22年が14.3%で最も高く24年まで減少傾向にあったが、その後高くなってきている。著作権法侵害事犯平成21年が13.3%で最も高くなっているが、23年に2.5%まで減少し、その後は増加傾向にある。

実刑に関しては、懲役2年以上3年未満までは商標法侵害事犯では1～4名程度はいるものの、著作権法侵害事犯では1～2名程度である。平成26年に懲役3年に処せられた者が1名いるに過ぎない。

執行猶予⁽⁹⁾が付いた者では、執行猶予期間3年が最も長く、執行猶予期間が1～2年未満が各年とも商標

法事犯では50%半ばから64%前後で増減を繰り返し、平成23年が52.2%と最も低かったが、その後は増加している。著作権法侵害事犯では、平成20年の56.2%以降24年まで増加し、26年では73.7%とその短さが際立っているのが特徴である。

なお、罰金刑に処せられた者については、地方裁判所、及び簡易裁判所における罪名別罰金別区分では、知的財産権侵害に関するものが「その他の特別法犯」に区分されており、司法統計年報では分析ができなかった。略式手続⁽¹⁰⁾によって簡易裁判所で罰金刑(100万円以下)が言い渡されたものについて、「その他」分類されている知的財産権侵害犯に対するものを分離して検討することができなかった。

(9) 刑の言渡しはするが、情状によって刑の執行を一定期間猶予し、猶予期間を無事経過したときは刑罰権を消滅させることとする制度で、執行猶予の要件は徐々に緩和されている。現行法では①前に禁錮以上の刑に処せられたことがないか、処せられてもその執行終了後又は執行の免除を受けた後5年経過しても禁錮以上の刑に処せられたことがない者が3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処せられたとき、に課すことができる(刑27条)。

(10) 公判を開かず書面審理だけで刑を言い渡す簡易な刑事裁判手続を略式手続といい、略式手続によってされる裁判を略式命令という。簡易裁判所が100万円以下の罰金又は料金を言い渡す場合で、被疑者が略式手続によることに同意した場合に、起訴と同時の検察官の請求(略式起訴)によって行われる(刑訴461・461の2①・462①)。被告人が公開裁判を受ける権利などを放棄することが略式手続の条件となるので、被疑者に異議のないことは書面で表示されなければならない(刑訴461の2②)。略式命令には、罪となる事実、適用した法令、科そうとする刑、及び執行猶予、没収などの付随処分を示さなければならない(刑訴464)。略式命令に対して、被告人・検察官は、14日以内に正式裁判の請求ができる(刑訴465①)。略式命令がそのまま確定すると確定判決と同一の効果を生ずる(刑訴470)。略式手続は法律上は特殊な方式であるが、事件数で見ると起訴される事件の8割ほどがこれによって処理されている。

表7 知的財産関係民事事件の新受・既済件数の推移
(平成18年～26年)

	新受件数	既済件数	平均審理期間(月)
平成18年	589	603	12.5
平成19年	496	536	14.4
平成20年	497	503	13.7
平成21年	527	469	13.4
平成22年	631	486	14.8
平成23年	518	620	13.4
平成24年	567	503	15.7
平成25年	552	608	15.7
平成26年	552	595	12.1
平成27年	533	533	14.2

※ 知的財産高等裁判所統計から筆者が作成

表8 知的財産関係民事事件(控訴審)の新受・既済件数の推移
(平成18年～26年)

	新受件数	既済件数	平均審理期間(月)
平成18年	135	137	8.4
平成19年	138	128	8.9
平成20年	140	148	7.7
平成21年	134	140	9.7
平成22年	130	137	8.0
平成23年	155	155	6.4
平成24年	146	143	7.1
平成25年	148	134	7.0
平成26年	169	146	7.6
平成27年	161	193	7.6

※ 知的財産高等裁判所統計から筆者が作成

2. 知的財産関係民事事件の概要

(表7)と(表8)は、知的財産関係の民事事件の新受・既済件数の推移を第一審裁判所及び控訴審で平成18年から27年までの間に処理された事件の概要を見たものである。

新受件数と既済件数が一致しないのは、年をまたいで事件が処理されているためであるが、平成23年以降、新受件数は550件前後で推移している。平均審理期間も14か月程度である。控訴審を見ると、新受件数は平成20年以降減少していたが、24年以降は増加傾向にある。平均審理期間に関しては、平成18年から22年にかけては8か月を超えていたが、平成23年に6.4か月と最低を示して以降増加しているが、22年以前と比較すると短い傾向にあるものの、平成27年には7.6か月となっている。

ところで、知的財産権の保護を図りつつ、知的財産(権)立国を目指すために平成14年11月には知的財産基本法が成立(平成15年3月施行)し、平成16年6月には知的財産高等裁判所設置法、裁判所法等の一部を

改正する法律が成立するとともに、翌17年4月には知的財産高等裁判所⁽¹¹⁾が設立され、今日に至っている。

これとは別に、平成10年4月に、東京地方裁判所において、知的財産専門調停(制度)⁽¹²⁾が発足し、平成16年には東京地裁と大阪地裁に知的財産専門部を設け、裁判官の専門性を高めるとともに、特許庁から調査官を迎えて技術的・専門的知見を補うという取り組みを行ってきた。その後、平成15年の民事訴訟法第6条の改正により、管轄集中による一層の専門的処理体制の向上を目指し、その専属管轄化が図られるとともに、控訴審レベルでも、東京高等裁判所の専属管轄が定められた⁽¹³⁾。

裁判所ではない第三者に客観的な意見を聞く方法の一つとして、特許庁の判定制度を利用することができる⁽¹⁴⁾。

また、裁判によらない法的紛争解決(ADR)も有用な役割を現在は果たしている。例えば、日本知的財産紛争処理センターなど各種のADR機関が存在する。ADRは、通常、調停人や仲裁人として、知的財産の

(11) 知的財産高等裁判所設置法(平成16法119)に基づき、東京高等裁判所に設置された特別の支部。知的財産高等裁判所が取り扱う事件は、東京高等裁判所の管轄に属する事件のうち、イ特許権、実用新案権、回路配置利用権、プログラムの著作物についての著作権の権利に関する訴えについて地方裁判所が第一審としてした終局判決に対する控訴に係る訴訟事件(民訴6③、知財高裁2)、ロ意匠権、商標権、著作権の権利(プログラムの著作物についての著作権の権利を除く)、出版権、著作隣接権若しくは育成者権に関する訴え又は不正競争による営業上の利益の侵害に関する訴えについて地方裁判所が第一審としてした終局判決に対する控訴に係る訴訟事件(知財高裁2)、ハ特許庁が行った審決等に対する審決等取消訴訟(特許178①、新案47①、意匠59①、商標63①・68⑤、知財高裁2)、ニ上記のほか、主要な争点の審理に知的財産に関する専門的な知見を要する民事・行政事件(知財高裁2)、ホ上記イないしハの訴訟事件又は上記ニのうち訴訟事件であるものと口頭弁論を併合して審理されるべき訴訟事件(知財高裁2)である。審理・裁判は、原則として3人の合議体で行うが(裁18①本文②本文)、その帰趣が企業活動に与える影響の重大性やその審理において問題となる専門技術性の程度等を考慮して特に慎重な審理が必要であると認められる場合には、上記イの事件及び上記ハのうち特許権及び実用新案権に関する審決等に対する訴訟事件については、5人の合議体で行うことができる(民訴310の2本文、特許182の2、新案47②)。かかる合議体は、一般に「大合議」とも呼ばれる。

(12) 調停は、調停主任裁判官1名と調停委員2名の合計3名で構成され、この内、調停主任裁判官は、訴訟に関与した知的財産部の主任裁判官自らが担当する。調停委員は、知的財産事件に詳しい弁護士及び弁理士により構成されている。

(13) 中野俊一郎「知的財産権紛争とADR—仲裁を中心として—」392頁参照 www.win-cls.sakura.ne.jp/pdf/4/34.pdf

(14) 判定制度による判定の結果は、当事者や第三者を法的に拘束するものではないが、判定制度は、特許庁が厳正・中立的な立場から、判定を求められた対象が、特許発明や実用新案の技術的範囲、登録意匠の範囲、商標権の効力の範囲に属するか否かについて、公式的な見解を示す制度として有用なものである。 <http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/sinpan/sinpan2/hantei2.htm>

各分野の専門知識を持つ弁護士や弁理士、学者等が選任され、調停等に当たっている。

3. 考察

(1) 刑法による知的財産の保護

1) 窃盗罪の適用に関しては、「財物」の対象に無体物(無体財産)が含まれないことから、情報(秘密)を取り出す(持ち出す)際に、自ら持ち込んだ用紙やCD等にコピーした場合には、使用されたインク代や電気代が窃盗の対象物となるに過ぎない⁽¹⁵⁾、持ち出す際に不正に使用されたコピー用紙や複製に使用されたCD等の数量が窃取された財物の評価対象になり、そこに化体された無体財産の社会経済価値とは著しい差が生じることになる。

近年では、携帯電話やスマートフォンに搭載された内蔵カメラを利用すれば、紙の上にかかれた情報も、容易に持ち出すことが可能で、財物を盗んでいるわけではないので「窃盗罪」は成立しないこととなる。情報窃盗罪を新設するか、財産犯の保護法益である「財物」を有体物から無体物をも含む概念に拡大することも一考に値すると思われる。

2) 業務上横領罪の適用に関しては、鐘淵化学事件

(大阪地判昭和42年5月31日判時494号74頁)が、その成立を認めている⁽¹⁶⁾。

3) 背任罪の成立に関しては、総合コンピュータ事件(東京地判昭60・3・6判例時報1147号162頁)で、その成立を認めている⁽¹⁷⁾。

本罪は、「他人のためにその事務を処理する」という身分を必要とし、「自己もしくは第三者の利益を図り、又は本人に損害⁽¹⁸⁾を与える目的」で、「任務に違背する」という図利・他害目的を必要とすることから、身分犯⁽¹⁹⁾、かつ目的犯とされている。これらの要件を具備していることが、証拠によって立証されることが必要で、ここに取り上げた総合コンピュータ事件の被告人の行為は、その要件を具備しているものとして、背任罪(刑法247条)の成立が認められた。

ところで、窃盗罪及び業務上横領罪は、個別財産の侵害と位置付けられ、担当者以外が持ち出した場合には窃盗罪が、担当者が持ち出せば業務上横領罪が成立する。業務上横領罪は、「自己の占有する他人の財物⁽²⁰⁾」を、不法領得の意思⁽²¹⁾をもってする領得が横領行為であるとする領得行為説が通説判例である⁽²²⁾。本犯罪は、不真正身分犯である。

背任罪においては、先ず、他人のために、その者に代わってその事務を処理する法的義務を負うといえる者のみが、本罪の主体となりうる真正身分犯で有り、

-
- (15) 大日本印刷事件(東京地判昭和40年6月26日判時419号14頁) 本件事案は、社員Aが、上司の保管する稟議決裁一覧表を、自ら、社内でコピーし、コピーをライバル会社の社員Bに売却したもので、裁判所は、「全体的に見て、単なるコピー用紙の窃取ではなく、会社所有の稟議決裁一覧表を窃取したものと認めるのが相当として、財物性を肯定し、Aに窃盗罪、Bに贓物故買罪が成立する。」と判示した。
- 新潟鐵工事件(東京地判昭和60年2月13日判時1146号23頁) 本件は、被告人が、持ち出した資料は、新潟鐵工が多大な費用と長い年月をかけて開発したコンピュータシステムの機密資料を社外持ち出し、コピーしたもので、裁判所は、「当該コンピュータシステムに関する資料は、その内容自体に経済的価値があり、かつ、所有者である新潟鐵工以外の者が同社の許可なしにコピーすることは許されないものであり、被告人らが同社の許可を受けずに、コピーする目的をもって本件資料を社外に持ち出すに当たっては、その間、所有者を排除し、本件資料を自己の所有物と同様にその経済的用法に従って利用する意思があったと認められる」と判示して、窃盗罪の成立を認めている。
- (16) 本件事案は、工場の技術課長代理が、退職するに当たり、自己が保管していた薬剤の生産方法に関する文献ファイルと少量のサンプルを外部に持ち出したもので、裁判所は、「文献ファイル・サンプルの所有者である会社から見て、製法の独自性・機密性との関係で有している価値が、極めて大きく、これらのものは、財物に該当し、業務上横領罪が成立する。」と判示した。なお、「他人の」物に関しては、「会社の職員が、その職務のために、会社から配布を受ける資料文献はもとより、職員自身が、職務のために、その地位に基づいて、会社の文献、資料用紙、器具機械等を用いて自ら作成した資料のごときも、特別の事情がない限り、その者の個人所有に帰するものではなく、会社の所有である」旨を判示している。
- (17) 本件事案では、マーケティング担当部長甲が、会社のコンピューターから自己のフロッピーディスクに、新製品の販売戦略に関するデータをコピーしてライバル社に売ったという事案に関して、「新会社を設立しようとした営業課長らが、会社の開発したオブジェクトプログラムを無断で使用し、それを記録したフロッピーディスクを持ち出し、同プログラムを独自に販売するパソコンに入力し、その結果、会社に多額の損害を与えた行為は、背任罪に該当する。」と判示し、背任罪の成立を認めた。なお、本件では、背任罪については有体物の持ち出し行為のみならず、コンピュータ入力行為についても成立が認められている。
- (18) 財産上の損害の発生本罪が既遂に達するためには、得べかりし利益の喪失を含む積極・消極の財産上の損害の発生を要する。損害発生の有無は、本人の財産全体について、経済的見地から判断される(最決昭和58・5・24刑集37・4・437)。企業秘密については、その独占的・排他的利益が害されることが必要となる。
- (19) 他人のために、その者に代わってその事務を処理する法的義務を負うといえる者のみが、本罪の主体となりうる。
- (20) 無体物でも(電気はもとより)管理可能なものは財物に含まれるとする解釈もあり(管理可能性説)、同説からは、電気以外のエネルギーの無断使用やノウハウ等の探知・漏示も、窃盗罪に当たりうる。ノウハウに関しては、無形物(顧客情報・技術情報・個人的熟練)のほか、有形物に化体されているもの(顧客名簿・図面・青写真・ひな形など)が含まれる。
- (21) 窃盗罪に関しては、「権利者ヲ排除シテ他人ノ物ヲ自己ノ所有物トシテ」(権利者排除意思)、「其経済的用法ニ從ヒテ利用若クハ処分スルノ意思」(利用処分意思)と定式化し(大判大正4・5・21刑録21・663)、最高裁も、これを踏襲している(最判昭和26・7・13刑集5・8・1437等)。また、非移転罪(横領罪)における不法領得の意思は、判例上「他人の物の*占有者が*委託の任務に背いて、その物につき権限がないのに所有者でなければできないような処分をする意志」と定式化され(最判昭和24・3・8刑集3・3・276)ている。
- (22) 判例(最判昭和28・12・25刑集7・13・2721等)

図利・他害目的とは、「自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的⁽²³⁾」のことをいう(「本人」とは、当該行為者に事務の処理を任せたる者を指す)。

本罪が既遂に達するためには、得べかりし利益の喪失を含む積極・消極の財産上の損害の発生を要し、損害発生の有無は、本人の財産全体について、経済的見地から判断される(最決昭和58・5・24刑集37・4・437)。

ところで、現行刑法には企業秘密の保護のための規定は存在しないが、改正刑法草案は企業秘密漏示罪の規定を設け、企業の役員または従業員が正当な理由がないのに、その企業の生産方法その他の技術に関する秘密を第三者に漏す行為を処罰すべきことを提案している。昭和49年5月、法制審議会から法務大臣に答申されているが、刑法の一部改正として国会に提出されるに至っていない。

(2) 知的財産法所定の罰則による知的財産権保護

警察が、知的財産権侵害事犯として扱うものの多くは、商標権侵害事犯としては「偽ブランド事犯等」の商標法違反に係る事犯で、中国本土、韓国、フィリピンから持ち込まれるものがほとんどであり、水際対策が重要となる。これに対し、著作権侵害事犯としては「海賊版事犯等」の著作権法違反に係る事犯については、押収品のほとんどが国内で複製されている。商標権侵害事犯、著作権侵害事犯ともに近年の傾向としてインターネット・オークションなどのインターネット利用形態が増加していることから、インターネット・オークション運営サイト事業者等との協同も対策としては重要となる。また、営業秘密侵害事犯としての「不正競争防止法第21条第1項に該当する」事犯であるが、検挙件数、検挙人員、検挙法人ともに平成27では12件、31人、4法人と他の2つの類型に比し極めて少数にとどまっている。その背景には、前2事犯は、物的証拠が存在するのに対し、営業秘密侵害事犯において

は、故意を立証するに十分な証拠を採取し、証拠評価することが難しいこともあると考えられる。

検察庁での受理から処理の状況を見ると、知的財産権侵害事犯の公判維持の困難さがうかがわれる。被害者側の事情として、犯罪の対象物を特定するために公判廷に提出される証拠としての「営業秘密」を秘匿したいという思惑がある。検察官側の事情として、有罪立証のためには、証拠内容の専門性ゆえに被害者側の技術的支援が欠かせないことから、十分な支援が得られない場合に起訴猶予処分を選択することが多くなる。すなわち、検察の立ち位置が中立的担保の要請との整合性が求められることから、採取された証拠の評価を十分行える検察体制が求められると考えられる。加害者の事情としては、知的財産権侵害事犯に対する刑罰が重いことから、起訴される可能性がある場合には、略式命令による罰金で済ませたいとの思惑もあるように思われる。

裁判手続きを見ると、実刑率が極めて低く、2年未満の実刑が10程度に過ぎないのが現状である。また、執行猶予率が85%以上と極めて高いのが特徴となっている。

1) 罰則規定の特徴

特許権、商標権等を侵害した者は、10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処され又は懲役刑と罰金刑とが併科され、法人従業員等が特許権、商標権等の侵害行為を行った場合には、法人にも3億円以下の罰金刑が科される。知的財産権法に関する犯罪は非親告罪であるが、公訴により著作物及び不正競争防止法に係る営業秘密は公表されることから、著作権法及び不正競争防止法の営業秘密に関する犯罪については親告罪となっている(表9)。

2) 知的財産権侵害罪の成立要件

侵害罪が成立するためには、故意が必要となる。例えば、特許発明は特許公報により公開されるため、特許発明を実施した第三者には民事上の過失が推定されることになる。しかし、民事法における故意は、「知っている(知っていた)」すなわち、「自分の行為か

(23) 本人に財産上の損害を加えることの認識は、確定的なものであることを要しない(大判大13・11・11刑集3-788)。また、本人の損害となることを認識しながら、自己もしくは第三者の利益を図り、その任務に背く行為をすれば、背任の目的でその行為をしたといえる(大判昭11・12・24刑集15-658)。さらに、財産上の損害を加えたときは、財産上の実害を発生させた場合だけでなく、財産上の実害発生の危険を生じさせた場合も包含する(最判昭37・2・13刑集16-2-68)。

表9 各法令による刑罰の内容

法令	条文	懲役	罰金額	併科
刑法	第235条(窃盗)	10年以下	50万円以下	
	第168条の3(不正指令電磁的記録取得等)	2年以下	30万円以下	
	第253条(業務上横領)	10年以下		
	第247条(背任)	5年以下	50万円以下	
特許法	第196条(侵害)	10年以下	1,000万円以下	○
	第196条の2(みなし侵害)	5年以下	500万円以下	○
商標法	第78条(侵害)	10年以下	1,000万円以下	○
	第78条の2(みなし侵害)	5年以下	500万円以下	○
実用新案法	第56条(侵害)	5年以下	500万円以下	○
意匠法	第69条(侵害の罪)	10年以下	1,000万円以下	○
	第69条の2(みなし侵害)	5年以下	500万円以下	○
著作権法	第119条(侵害の罪)1項	10年以下	1,000万円以下	○
	2項	5年以下	500万円以下	○
	第120条(みなし侵害) ⁽²⁴⁾			
不正アクセス禁止法	第11条 3年以下 100万円以下(不正アクセス行為の禁止)			
	第12条 1年以下 50万円以下			
特許法	第200条の2(秘密保持命令違反の罪) 5年以下 500万円以下 併科 (親告罪)			
	第201条(両罰規定) 196条, 196条の2, 200条違反		3億円以下	
商標法	第81条の2(秘密保持命令違反の罪) 5年以下 500万円以下 併科 (親告罪)			
	第82条(両罰規定) 第78条, 第78条の2, 第81条違反		3億円以下	
実用新案法	第60条の2(秘密保持命令違反の罪) 5年以下 500万円以下 併科 (親告罪)			
	第61条(両罰規定) 56条, 60条理2違反 57条, 58条		3億円以下 3,000万円以下	
意匠法	第73条の2(秘密保持命令違反の罪) 5年以下 500万円以下 併科 (親告罪)			
	第74条(両罰規定) 第69条, 第669条の2, 73条 第70条, 第71条		3億円以下 3,000万円以下	
著作権法	第122条の2(秘密保持命令に違反) 5年以下 500万円以下 併科 (親告罪)			
	第124条(両罰規定)1項 2項以下		3億円以下 各条項の罰金刑による	

※ 各法律に基づき、筆者が作成

ら一定の結果が生じることを知りながら、あえてその行為をすること」をいい、刑事上の故意⁽²⁵⁾とはならない。その結果、特許権侵害罪として起訴された事案は、平成27年まで罰則は一度も適用されていない。その理由の一つは、特許権の存在を知っていた場合であっても、自己の行為が特許権を侵害しないと確信し、その確信に合理的根拠がある場合には、故意は阻却されるからである。

例えば、近藤志津雄は「知的財産権法の罰則」の4. 著作権侵害の項で、「近年の著作権侵害事件の特徴の一つは、インターネットに絡んだ事件が多く発生していることである。私的使用のためであっても、有償で公衆に提供・提示されていると知りながら音楽や映像をダウンロードする行為は侵害罪になる。また、国内外のサーバから有償著作物を無断でダウンロードする行為も侵害罪になる。近年話題になった事案として、

(24) 知的財産権を直接的に侵害する行為ではないが、侵害行為に間接的に寄与する行為か、又は侵害行為と実質的に同視しうる行為であるために、法律上、侵害行為とみなされるものを間接侵害という(特許101, 新案28, 意匠38, 商標37, 著作113)。擬制侵害(みなし侵害)とも呼ばれる。間接侵害は、法律上、知的財産権の侵害行為とみなされるため、権利者は、間接侵害者に対して間接侵害行為の差止請求を行うことができ(特許100, 新案27, 意匠37, 商標36, 著作112)、間接侵害行為により損害を被った場合には損害賠償を請求することができる(民709)。また、間接侵害は、刑事罰の対象ともなる(特許196の2, 新案56, 意匠69の2, 商標78の2, 著作119・120の2)。

(25) 故意とは、罪となる事実(構成要件該当事実及び違法阻却事由を基礎づける事実の不存在)を認識し、かつその実現を意図するか、少なくとも認容する場合をいうとするのが通説・判例の立場である(認容説という)。刑法は、故意のない行為は原則として処罰しない(刑38①)。

著作権侵害行為幫助の疑いでファイル共有ソフトの開発者が逮捕される事件があった⁽²⁶⁾。ファイル共有ソフトの使用自体に違法性はないが、流通している著作物は違法なものが多く、多くの者が逮捕・書類送検されている。」と指摘している⁽²⁷⁾。

知的財産権法のうち、比較的多くの刑事罰が適用されている法律は不正競争防止法である。近年、多くの国民の耳目を集めた事案として、食品偽装が挙げられる。

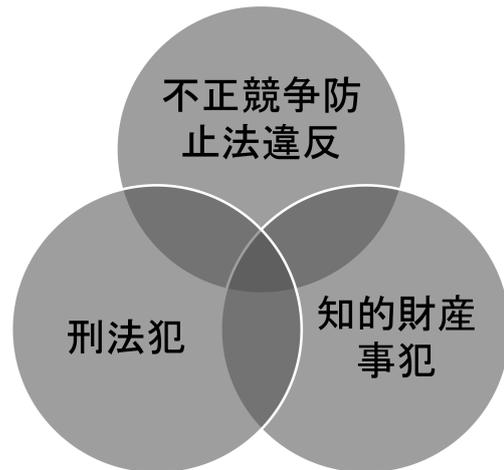
また、凶利・他害目的が必要となる目的犯⁽²⁸⁾でもある。

刑法犯(窃盗罪、業務上横領罪、背任罪)、知的財産権事犯、そして不正競争防止法違反が競合する場合が生ずる。行為者の行為としては1つの行為であるが、数個の構成要件を充足するように見えるが、その実そのうちの1個の構成要件による評価だけで十分で、他の構成要件による評価が排斥される場合を法条競合というが、次の(図1)の様な場合に該当し、特別法と一般法の関係に立つ場合には、特別法が適用され、特別法間に該当する場合には、罰則の重いものが適用されることになる。また、立証の可能性も考慮される場合もあり得ると思われる。

例えば、法律事務所ミライト・パートナーズのブログ「社員が企業秘密を不正に取得・利用した場合に会社にとれる対抗措置」の例として「社員が社外秘のお得意様リストが入った会社所有のUSBメモリを故意に持ち出したような場合は、その社員について、窃盗罪(刑法235条)、横領罪(刑法252条)、業務上横領罪(刑法253条)、不正競争防止法上の刑罰(21条)などが問題になる。また、その社員とライバル企業が共犯であった場合は、ライバル企業についても不正競争防止法違反の罪が成立する余地がある(不正競争防止法22条)」と、刑事上の対抗措置が紹介されている⁽²⁹⁾。(図1)

例えば、平成26年の不正競争防止法違反(55事件)には、営業秘密侵害事犯(11事件)を含む。また、27年の不正競争防止法違反(49事件)には、営業秘密侵害事犯(12事件)が含まれている。また、平成26年の「商標権侵害事犯」のうち、5事件は商標法違反及び関

図1 知的財産権を対象として成立する犯罪の関係



※ 筆者が作図

税法違反であり、関税法違反の2法人9人は、その他の検挙人員及び検挙法人数に計上されている。さらに、27年の「商標権侵害事犯」のうち、1事件は商標法違反及び不正競争防止法違反、「著作権侵害事犯」のうち、1事件は著作権法違反及び不正競争防止法違反であり、不正競争防止法違反の2法人1人は、「その他」の検挙人員及び検挙法人数に計上している(「平成27年における生活経済事犯の検挙状況等について」29頁・警察庁生活安全局生活経済対策管理官(平成28年3月))。

(3) 不正競争防止法による知的財産権の保護

現在は企業の営業機密に属する電子データの持ち出しに関して平成17年に不正競争防止法が改正され罰則規定が追加された。この改正不正競争防止法では、不正の競争の目的で、営業秘密を不正に取得し、使用し、または開示する事が要件となっている。ただし、そもそも対象となるデータが「営業秘密」と認められるためには、当該データに対し適切なアクセス権限の設定や保護が行われていることが必要とされている。

実際の裁判では、この「営業秘密」の範囲や認定要件について争われることが多い。一例として2014年のベネッセ個人情報流出事件⁽³⁰⁾では、弁護側は「(被告が持ちだしたとされる)個人情報には営業秘密には当た

(26) 著作権法違反幫助事件最高裁第三小法廷決定(最判平成23・12・19刑集65・9・1380)で、被告人には、著作権違反罪の幫助犯の故意がかけるとされた。

(27) <http://www.knpt.com/contents/news/news2013.07.01/news2013.07.01.html>

(28) 目的犯とは、犯罪の構成要件上、故意のほか一定の目的の存在を必要とする犯罪をいい、この場合の目的を主観的違法要素という。背任罪における「凶利・他害目的」がこれにあたり、知的財産権侵害行為においても、故意の他にこの目的が必要であると考えられる。

(29) <http://milight-partners-law.hatenablog.com/entry/2015/07/22/141640>

(30) 情報を持ち出したとして不正競争防止法違反(営業秘密の複製、開示)の罪に問われたSEに対する裁判は東京地方裁判所で行われた。弁護側は流出した個人情報は営業秘密に当たらないとして無罪を主張した。2016年3月29日、判決ではベネッセ側が機密保持対策を行っていたことを理由に弁護側の主張を退け、懲役3年6ヵ月、罰金300万円の実刑判決を言い渡した。弁護側は即日控訴した。

らない]として無罪を主張した(ただ一審ではその主張は却下されている)。

不正競争防止法2条1項は、「不正行為」に関する定義を①～⑨に分類して定め、④で「営業秘密に係る不正な取得・使用・開示行為等」について7つの類型を(第4号～第10号)示している。その他については、本法に列挙された違法行為には、商品等表示による混同惹起行為(不正競争2①)、著名標識の使用行為(不正競争2①)、商品形態の模倣行為(不正競争2①)、営業秘密の不正な取得・使用・開示行為等(不正競争2①)、技術的制限手段の迂回装置の提供行為等(不正競争2①)、ドメイン名の不正取得行為等(不正競争2①)、原産地・品質・数量等の誤認表示行為等(不正競争2①)、虚偽事実の陳述ないし流布による信用毀損行為(不正競争2①)などがある⁽³¹⁾。

不正競争防止法における刑事罰の概要としては、営業秘密侵害に係る刑事罰の対象となるもの(第21条第1項第1号～第9号、第2項第6号、第3項1～3号、第4項)の概要は、以下のとおりである。これらは、営業秘密に係る「不正競争」について民事上の差止請求等の対象となるものとの比較の上で、特に違法性が高いと認められる侵害行為について、平成15年改正によって刑事罰(営業秘密侵害罪)が導入されるに至り、その後も退職者処罰規定の導入(平成17年改正)、法定刑の引上げ(平成17年改正、平成18年改正、平成27年改正)、営業秘密の目的要件の変更、従業者等による営業秘密の領得への刑事罰の導入(平成21年改正)、法定刑の引上げ、没収規定の追加・拡大、非親告罪化(秘密保持命令違反の罪(第21条2項6号)については、刑事訴訟手続の特例の対象となっていないため親告罪のままとなっている。)、転得者処罰範囲の拡大、及び未遂処罰規定の導入(平成27年改正)などの改正が段階的に重ねられた⁽³²⁾。未遂処罰規定の導入が、増加傾向にある侵害事犯の抑止に繋がることを期待したい。

営業秘密侵害罪(第21条第1項等)に係る刑事訴訟手続については、平成21年改正時の国会における附帯決議等において、公開裁判を通じて営業秘密が公に

なるとの懸念から、被害者が告訴(刑訴法第243条)を躊躇していると見られることに鑑み、営業秘密保護のための特別の刑事訴訟手続の在り方等について、早急に対応すべきとの指摘があった。こうした状況の中で、平成23年改正により、営業秘密侵害罪に係る刑事裁判において営業秘密を保護するための刑事訴訟手続の特例(第6章・第23条～第31条)が設けられた(刑訴法第244、245条)⁽³³⁾。

具体的には、裁判所は、被害者等からの申出に応じて、営業秘密の内容を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができ(第23条1項)、当該事件の手続は、起訴状朗読において、営業秘密構成情報特定事項を明らかにしない方法で行ったり(第24条)、必要に応じて尋問等の制限(第25条)、公判期日外の証人尋問(第26条)等が行なわれるようになった。裁判手続の主要な部分が公開されていることから、刑事被告人の公開裁判を受ける権利の保障(憲法第37条第1項)や裁判公開の原則(憲法第82条)の観点からも問題ないと解される。

この他に、いわゆる『水際措置(知的財産権侵害に関する)』として、知的財産侵害物品の輸出入を差し止める制度(関税法69の2～69の21)がある。知的財産侵害品が輸入された場合に、国内流通後に差し止めることが難しいことから規定されている。水際措置の対象は、特許権、著作権、商標権等の登録された知的財産権の侵害品に限らず、不正競争防止法上の商品等表示に関わる不正競争等の組成品に及んでいる(ただし、営業秘密の不正使用により生産された物は含まれていない)。その手続は関税法に規定され、権利者の申立により認定手続のほか、職権による手続もある。輸出に対しても規定され、保税地域における差し止めも認められている。物品の自由貿易を阻害することになるが、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」(平成6条15)において、非関税障壁として認められている(ガット20(d))。トリップス(TRIPs)協定において、水際措置の義務とその手続について、規定されている(TRIPs51～60)。

(31) 「逐条解説 不正競争防止法—平成27年度改正版—経済産業省」
www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/.../full.pdf
第2部逐条解説 Chapter 3、不正競争(第2条関係)に詳述されている。

(32) 前掲「逐条解説」Chapter 7 罰則(第21条)に詳述されている。

(33) 前掲「逐条解説」Chapter 8 刑事訴訟手続の特例(第23条～31条)に詳述されている。

4. 提言

知的財産権侵害事犯への対応として、考慮すべきこととして、先ず、警察における事案解明のための専従班(室)を警察本部生活安全部に設置し(例えば、警視庁では、生活安全部生活経済課内)、弁理士等知的財産権の専門家を配置し、専門知識や事案処理に関する研修を受けた警察官と協働させる。次に検察庁では、刑事部、東京・大阪・名古屋の各地検では特捜部に知的財産権侵害事犯担当部を設け、弁理士を常駐させ、検察官、検察事務官と協働させることが求められる。また、東京・大阪地裁の知的財産専門部を立ち上げる際に活用したように、特許庁から調査官を迎えて技術的・専門的知見を補うことも一考である。

特に、知的財産権事犯に対する起訴猶予の判断をなす場合に、被害者に与えた(与える)損害を賠償していることが、起訴猶予の条件の重要な項目の一つとなっていることから、弁理士等の協力を得つつ、損害の内容や範囲、それに伴う損害額の算出を通して、起訴猶予判断に利用することが可能となる。この点に関しては、平成26年から検察庁で一般刑法犯において実施されている緊急更生保護の活用を条件とした起訴猶予の判断に社会福祉士(地検によっては常駐しているところもある)による判断を基礎として行っている制度が参考になる⁽³⁴⁾。

検察官の終局処理における商標法侵害事犯では「略式命令請求」が「公判請求」とほぼ同じ割合であるが、著作権侵害事犯では、「略式命令請求」が多いことは、前出の(表5-2)でも明かであるが簡易裁判所で審理に当たる裁判官の補佐に弁理士等の知的財産専門家を配置しても良いと思われる。第一審刑事裁判所に知的財産権侵害事犯専門部を設け、裁判官と特許庁から派遣された調査官、弁理士による合議体を形成して、裁判を行うことにより、事案の特徴を考慮した手続が可能となる。この制度設計に類似の制度が、精神障害者による重大かつ凶悪な事犯に対応するために導入されている医療観察制度の中核となっている裁判官と精神科医が合議体を形成する裁判制度である。もちろん、公判前整理手続を導入し、論点を整理しておくことは、審理の適正化と迅速化に繋がるとと思われるし、知的財産権侵害事犯における犯罪立証に際し、「営業秘密」の公開法廷での開示による二次的被害の発生を回避する

ためには、証拠調における秘匿指定も積極的に行われる事が求められよう。他方、公判前整理手続等が行われる事件において証拠開示制度の拡充として刑事訴訟法の一部改正法(平成28年5月24日成立、6月3日公布)により、証拠の一覧表の交布手続が規定されたことは、被告人の防御権行使にとっても有益である⁽³⁵⁾。

最後に、刑事和解制度と裁判所命令の運用の実を挙げるためにも、刑事部における知的財産権侵害事犯専門部による対応強化を図ることが望まれる。

(34) 拙稿「刑事政策における緊急更生保護の現代的役割について」日本法学 82 巻 2 号(2016 年)480 頁

(35) 弘田英規「企業犯罪の捜査・公判手続の現状と課題」刑事法ジャーナル No50(2016)40 頁